独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社ライフコーポレーション	コード	8194
提出日	2022/5/10	異動（予定）日	2022/5/26
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	成田　恒一	社外取締役	○	△								△						有
2	矢矧　晴彦	社外取締役	○													○		有
3	河野　宏子	社外取締役	○													○		有
4	片山　　隆	社外取締役	○										△				新任	有
5	浜平　純一	社外監査役	○													○		有
6	真木　光夫	社外監査役	○													○		有
7	宮竹　直子	社外監査役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	成田恒一氏は、当社の主要株主である三菱商事株式会社勤務の後、同社の子会社である株式会社アイ・ティ・フロンティアの代表者を経て、当該社の合併により2014年７月から2018年３月まで日本タタ・コンサルタンシー・サービシズ株式会社の代表取締役を務めておりました。当時、同社は三菱商事株式会社の持分法会社であるものの、Tata Consultancy Services Limitedが51%の株式を保有して実質的に支配する会社であり、また当社との取引はありません。（尚、同社は2019年度よりTata Consultancy Services Limitedが66%の株式を保有する会社となり、三菱商事の持分法適用会社から外れております）このため、当社及び一般株主との利益相反関係はなく独立性を保持していると判断しております。 　なお、同氏は、1993年６月から、三菱商事株式会社から当社に出向し、取締役ストア事業本部長を務めており、1995年５月にて当社取締役を退任しております。	成田恒一氏は日本タタ・コンサルタンシー・サービシズ株式会社等において経営者としての実績を残し、また、ITソリューション業務における高い見識を有しており、社外取締役として当社経営への適切な助言と業務執行の監督により、企業価値の向上に貢献いただいていることから、同氏に継続してその役割を果たしていただくことを期待して選任いたしました。
2	該当事項はありません。	矢矧晴彦氏はこれまでのコンサルタント業務経験により小売業界、デジタルマーケティングに関する高い知見を有し、著作等による実績、見識は高く評価されており、社外取締役として当社経営への適切な助言と業務執行の監督により、企業価値の向上に貢献いただいていることから、同氏に継続してその役割を果たしていただくことを期待して選任いたしました。 同氏は、当社の独立性判断基準及び東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、当社及び一般株主との利益相反関係はなく独立性を保持していると判断しております。
3	該当事項はありません。	河野宏子氏は投資会社での業務経験並びに学校運営、人材開発会社での人材育成に関する実績、見識は高く評価されており、社外取締役として当社経営への適切な助言と業務執行の監督により、企業価値の向上に貢献いただいていることから、同氏に継続してその役割を果たしていただくことを期待して選任いたしました。 同氏は、当社の独立性判断基準及び東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、当社及び一般株主との利益相反関係はなく独立性を保持していると判断しております。
4	片山隆氏は、株式会社寺岡精工の代表取締役社長等の職を務めておりましたが、2017年10月に代表取締役社長を退任し、４年が経過しており、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の各事項に該当しないことを確認しております。	片山隆氏は、株式会社寺岡精工等において経営者としての実績を残し、また流通環境システム並びに海外流通業に関する高い見識を有しており、社外取締役として当社の経営に適切な助言及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待して選任いたしました。
5	該当事項はありません。	社外監査役である浜平純一氏は、税理士としての財務及び会計に関する専門的知識及び高い見識により客観的な立場から意見を述べるなど経営の監視機能を有しているため。 同氏とは、監査役報酬のほか、当社の顧問税理士として顧問契約に基づく報酬を支払っておりますが、これは税務業務に関する助言、指導を求める対価として支払うもので、一般株主との利益相反関係にはなく、独立性を保持していると判断しておりま
6	該当事項はありません。	社外監査役である真木光夫氏は、弁護士としての企業法務に関する専門的知識及び高い見識により客観的な立場から意見を述べるなど経営の監視機能を有しているため。 同氏とは、監査役報酬のほか、当社の顧問弁護士として顧問契約に基づく報酬を支払っておりますが、これは個別業務に関する当社のリスクについて、法律上の観点から相談を中心に助言を求める対価として支払うもので、一般株主との利益相反関係にはなく、独立性を保持していると判断しております。
7	該当事項はありません。	宮竹直子氏は接客及び顧客サービスに関する業務経験が長く、また、株式会社ジェーシーピー・サービスでの代表取締役社長や、現在の株式会社感性労働研究所の代表取締役としての実績も高く評価されていることから、当社の業務を幅広い視点から監査する十分な見識を有しているため。 同氏は、当社の独立性判断基準及び東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、当社及び一般株主との利益相反関係はなく独立性を保持していると判断しております。

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a．上場会社又はその子会社の業務執行者
　b．上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c．上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d．上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e．上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f．上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g．上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h．上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i．上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j．上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k．社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l．上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。